政治学概論Ⅱ《2024》

国際政治学(6):国際法

苅谷 千尋

5, Feb, 2025

1. 授業の感想

1. 国際政治を見る視点

- 大石さん
- 片山さん
- 藤田さん
- 本間さん

2. 『存在のない子どもたち』

- 高橋さん
- 冨谷さん

Ⅱ. 国際法

0-1. リーディングアサインメント

- 岩田さん
- 加藤さん
- 喜多川さん
- 藤井さん
- 三島さん

0-2. 最上敏樹『国際法以後』

ロシアのウクライナ侵略、イスラエルによるパレスチナ占領、自治区ガザへの大規模攻撃。世界は国際法が堂々と破られるさまを見続けてきた。国際法はなぜこれほど無力なのだろう。しかし、国際法の実効性が脆弱なことは以前から明白であったし、そもそも国際法と呼ばれるものの中味も統一的ではない。にもかかわらず、そうした問題が真摯に議論されることはあまりなかった。本書が国際法を「奇妙な法」と呼び、国際法学を「奇妙な学問」と呼ぶのはそのためである。とはいえ、国際法学の内部で国際法の批判的検討が皆無だったわけではない。それはマルティ・コスケニエミ、アンソニー・カーティ、ロザリン・ヒギンズ、デイヴィッド・ケネディらによって担われてきた。本書では、こうした研究者の議論を整理・検討し、その成果を糧とすることで、既存の国際法の〈後〉に来るべきものについて、筆者独自の展望を切り拓いている。実効性なき国際法の構造的問題は、これ以上看過できないところまで来ている。国際法学の内部で批判が行われるだけでは不十分だろう。国際法の再構築は、決して法の専門家だけに委ねられるべき事柄ではないのである(公式サイト)。

一読して明らかなように、本書はそのしきたりに従っていない。部分的には従った個所もあるが、この狭い枠組みに自閉していてはならないというのが基本的問題意識だったから、しきたりにも安易に従うことはできなかった。それは国際法を否定する営みではない。国際法規範の存在意義(あるいは必要性)は認めつつ、現存する国際法規範は本当に実効的なのかという問いに発し、実効性に疑義があるならそれを問い直さない学問について自省する。そういう動機から本書は書かれた(最上敏樹(2024),あとがき)¹)。

むろん原点は暴力に対抗するものとしての法規範への信頼であり、法の支配の確立を目ざす 価値観である。その意味では「国際法」をぜひともよくしなければならない。問題は、「よ くする」ということが何を意味するのかである。世界観の問題として、これまでも非常によ く機能している・満足すべき程度には機能していると認識する立場もあるだろう。しかし、 なぜ暴力や貧困や人権侵害など、これほどの国際的難題を前にして国際法は機能しないのだろうと(素人的に)疑問を抱き、それを突きつめようとするなら、まずは実効性の欠如を認めるほかない。そしてさらに、実効性を高めるにはどうするか、どうしても高める可能性がないのなら代案はないか、等々を考えることになるだろう。こうして本書の非専門家的作業が始まった(最上敏樹 (2024), あとがき) 2)。

1. 国際法を学ぶ意味

- 国際法への疑念
 - 国際法は理想に過ぎない;国際社会は力がすべて
 - そもそも国際法は「法」なのか?
- 国際法学の必要性

〔国際法は「法」かではなく〕「法的思考が、国際関係を把握し、統御するための「道 具」として有効であるか否か」(西平等 (2011), p.262)

⇒ 学者のみならず、各国の政府(ロシアを含む)、市民団体が、自らの実践の正統性を 訴えるために国際法を利用しているという事実こそ重要

2. 国際法の正統性

- (1) 現代の地球的規模の正統性あり
 - 合法性;正統性の流動性(発展的解釈)
 - 例:アパルトヘイト体制:主権論に基づく肯定から、人権論に基づく批判へ(大沼保昭 (2011), p.9)
 - 。 Cf. 「慰安婦問題」
 - 国際人権法への応答責任あり (岩月直樹 (2016), p.333)
 - 「過去の不正義」と「現在の責任」

(2) 国際法の正統性の由来

1) 法源

- ・ 法源: 「法」を知るための情報源の特定
 - 。 形式的法源:
 - 。 条約:当事者間の明確な合意
 - 慣習国際法(不文法):歴史的な慣習に基づく緩やかな国際合意 3 4
 - 実質的法源:判例;学説;決議;宣言;未発効条約;条約採択会議の作業記録・報告書
 - 。 → 地球的規模であればあるほど、正統性が高い
 - 。 ➡ 判例は各国の条約解釈に影響

2) 事例:世界人権宣言

世界人権宣言が慣習国際法化しているか否かはとくに国際法が裁判規範として機能するが否かという意味で重要だが、世界人権宣言の意義はそうした国際法の技術的な面にかぎられるものではない。国際法をふくむ国際規範文書の重要な役割のひとつは、多様で異質な国がかろうじてみとめる国際社会の数すくない共通の価値を公に宣明し、人々の心に規範意識として定着させ、利害と価値観を異にする諸国の行動を共通の目的に収斂させるのを助けることにある(大沼保昭 (2018), pp.210-211)

3) 適用範囲:

• 条約:締結国のみ

• 慣習国際法: すべての国々

まさにその性質上、国際社会のすべての構成国に対して等しく効力をもたなければならず、 自己の都合のために任意にいずれかの国によって一方的に排除しえないものである(北海大 陸棚事件ICJ判決、1969年)

3. 国際法は法か: 国際法の法的性質

• 前提:国際秩序の分権性

(1) 国際社会

- 国家を拘束する法規則を組織的に定立する立法機関なし
- 法の拘束力は国家間の合意に由来
 - 。 「合意は拘束する」 pacta sunt servanda
 - 。 国際法にもとづく合意秩序
 - 。 ➡ 合意しない場合、国家はその規則に拘束されず
 - · → 一度、締結した合意から離脱も可能⁸
- 例:「国連女子差別撤廃委、日本に皇室典範の改正を勧告」(『読売新聞』2024年10月30日)

国連女子差別撤廃委員会 =1979年の国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」に基づき、82年に設置された組織。弁護士や人権の専門家などで構成され、女性差別に関連する課題について改善点の提案や勧告を行っている。

- 。 日本は1985年に同条約を批准しているため、同委員会の勧告を受ける義務を負う(勧告 にもとづき改善する義務は負わない)
- 例:国立国会図書館(2013)「わが国が未批准の国際条約一覧」

(2) 紛争処理制度

- 国際社会:紛争の法的解決を最終的に担保する裁判制度なし
 - 。 国際司法裁判所 (ICI) 9 10; 国際刑事裁判所 (ICC) [^15] 11 12; 常設仲裁裁判所
 - 紛争当事国の合意が必要
 - ICI加盟国:73カ国(国連加盟国193カ国)

(3) 国際行政

- 国際社会における法秩序を維持する国際行政も未発達
 - 各国の国内行政の主権的統治機能に多くを委ねる
- 例外:国際河川委員会
 - 。 国際基準の設定;監督
 - ➡ 実施主体は主権国家(国際基準を受けて、国内法の基準を調整)

(4) 国際法と個人

- 国際法: 国家の権利義務を規律する法
 - 。 個人は法主体ではない

4. 国際法における領域性原理

- (1) 領域的法としての国際法
 - 領土;領空;領海

- 主権国家の管轄権をそれぞれ規定
 - 。 管轄権の衝突による紛争を防ぐ

(2) 機能的法としての国際法

- 背景:グローバル化の進展
 - 。 産業社会;国際相互依存の緊密化;犯罪の国際化;資源保存;国際環境保護
 - → 国家管轄権を領域外に伸ばすことを認める
- 例:排他的経済水域制度;大陸棚制度
 - 特定の資源に限り沿岸国の管轄権を機能的に拡大
 - 。 領海と区別された概念
- 例:ラムサール条約

5. 国際法と国内法

• 国際法に抵触する国内法は有効か

(1) 近年の条約の傾向

• 国民の権利義務に直接・間接に影響を及ぼす内容の規定の増加

(2) 事例:ハーグ条約

• ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)とハーグ条約国内実施法

国境を越えた子の連れ去りについて引き渡しのルールを定めた「ハーグ条約」では、一方的に子が海外に連れ去られた場合、元の居住国へ引き渡すことを規定する。訴状では、日本もハーグ条約に加盟しているのに、「国内では同様の規定がない」と主張(「子の連れ去り巡り国を提訴」『朝日新聞』2020年2月27日)。

国際結婚の問題に詳しい石井真紀子弁護士の話 記事にある女性のようなケースは国際結婚では決して珍しくない。こういう相談を受けると切ないが、日本は(国境を越えて連れ去られた子の取り扱いを定めた)ハーグ条約に加盟しているので、例外事由に当たらない限り、現地の裁判所で良い判決をもらうしか方法はない(「幼い息子と日本に帰りたい 「父親の許可は?」と空港でたびたび拘束」『朝日新聞』2022年12月31日])。

(3) 国際法と国内法の関係

1) 一元論

- 国内法優位説:国際法は国家の公法に留まる
- 国際法優位説:上位規範である国際法に抵触する国内法は無効
- ・→国際法にあわせて国内法を調整する実践を説明できず

2) 二元論

- 国際法と国内法を別個の体系と理解
- 国際法上の義務を損なう国内法を許容(国内的に有効)
 - ➡ 理論的には妥当だが、急増する国内法の義務づけに対応できず(後述)
- 調整義務
 - 国内法基準と国内法の差異が国際義務違反とならないよう、国内法の手続きにより調整
 - 条約により調整を義務づける例 国際犯罪防止を処罰するための国内措置 ただし、ほとんどの条約は、締結国の裁量を認める
- 調整方法
 - 。編入(一般的受容);変型

。 日本国憲法:編入方式

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする(日本国憲法第98条2項)

- 条約締結とともに、必要な法令改正を実施する必要あり
 - 例:ハーグ条約
 - ハーグ条約実施法
 - 「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施 に関する法律の一部を改正する法律」

6. 国際法と集団的自衛権

- 集団的自衛権(国連憲章第51条)
 - 。 ただし構成要件を定めず
 - → 複数の解釈を生む
- 国際司法裁判所(ICI)「ニカラグア事件判決」(1986年)
 - 。 ICJ: アメリカによるニカラグラ(中南米)反政府軍への武器輸出を集団的自衛権とは認めず
 - 。 構成要件:
 - 1. 攻撃の犠牲となった国家が武力攻撃を受けたことを自ら宣言する
 - 2. 当該国家からの要請
- 大国:国連安保理を軽視可能
 - 。 ただし、国際的正統性を失うという代償を払う
 - 例:イラク戦争
 - 。 → 国際的正統性付与機関としての国連
- 国連憲章: 多国間条約の当事国
 - 。 法的拘束力あり

Ⅲ. 参考文献

大沼保昭(2011) 『21世紀の国際法:多極化する世界の法と力』 大沼保昭, ed., 日本評論社,

大沼保昭(2018) 『国際法』, 筑摩書房.

奥脇直也・小寺彰 (2006) 『国際法キーワード』 2nd ed. 奥脇直也. and 小寺彰., eds., 東京: 有斐閣.

岩月直樹 (2016) 日本に求められる「戦後補償」とは?. In 森川幸一. et al., eds. 『日本に求められる「戦後補償」とは?』 『国際法で世界がわかる:ニュースを読み解く32講』 岩波書店.

最上敏樹 (2024) 『国際法以後』, みすず書房.

西平等 (2011) 国際秩序の法的構想:国際政治哲学を学ぶ人のための国際法思想入門. In 小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔, ed. 『国際秩序の法的構想:国際政治哲学を学ぶ人のための国際法思想入門』 『国際政治哲学』 ナカニシヤ出版, pp. 262–282.

- 1. なぜこれほどの国際的難題を前にして国際法は機能しないのだろう 「あとがき」より抜粋 (WEBみすずサイト「新刊紹介」) →
- 2. なぜこれほどの国際的難題を前にして国際法は機能しないのだろう 「あとがき」より抜粋 (WEBみすずサイト「新刊紹介」) ↔
- 3. 「いま、「法諺または慣習法」と述べ、「法思想あるいは法規則」と述べた。ずいぶん曖昧な言い方である。いったいそれは法/規則なのか、格言/思想にすぎないものなのか。だがそうした曖昧さは国際法の隅々に染みついていて、たとえばそもそも国際法世界における慣習法(慣習国際法)とは何か、ということさえはっきりとは指定しきれないのだ。どんな事柄でもすべての国々が加盟する成文の法、すなわち条約に成形できるわけではなく(例温室効果ガスの排出制限を期限つきで義務づける条約)、条約を作っても一定の国々は参加する見こみが乏しい場合(例核兵器禁止条約)も多いのが国際社会の現実である。してみれば、最小限の法秩序を維持するためには、多少不確定でも「慣習的に法とみなしうるも

- の」が存在するのは便利ではあるだろう。国際法規範(とみなされるもの)の多くは、そういう不文のルールとして使われてきた(と言われる)最上敏樹 (2024), p.21」。 \Box
- 4. 「ゆるやかに国際社会全体を包み込む法規範」 (最上敏樹 (2024), p.27) ↔
- 5. 「国際法と呼ばれる法の外形はどういうものかさえ統一的ではない」(最上敏樹 (2024), p.17)。 \leftrightarrow
- 6. 三谷太一郎・大沼保昭・藤原帰一「70年談話学者の危機感」(『朝日新聞』2015年7月25日)↔
- 7. 「阪神・淡路大震災から30年 そして戦後80年、ふりかえる「安倍談話」 の曲折 #1759」(朝日新聞ポッドキャスト)→
- 8. 「米のバリ協定再脱退、影響は 東京大・高村ゆかり教授に聞く」(『朝日新聞』2025年1月30日)↔
- 9. 小和田恒(2018)「[迫る]国際法 時代と共に変容 国際司法裁判所裁判官を退任 小和田恒氏」『読売新聞』2018年6月22 日↩
- 10. 読売新聞(2018)「[顔]国際司法裁判所 裁判官に就任した岩沢雄司さん」『読売新聞』2018年6月25日↔
- 11. 「イスラエル首相は「免責」 ICC逮捕状に仏見解 国内では批判も」(『朝日新聞』2024年11月28日)↔
- 12. 「ICC制裁法案 米下院可決 成立可能性高まる」(『読売新聞』2025年1月14日)→